

農業委員会だより

▼ 問合せ先

☎ 2-1211 (内線330・332)

■農地転用とは？対象の農地は？

農地転用とは、農地を農地でなくすことを言います。農地に区画形質の変更を加えて住宅・工場用地にしたり、道路、山林などの用地に転用することです。すべての農地が転用許可の対象となります。登記簿地目が農地であれば、耕作されていないでも農地性（農地として活用できる状態）がある限り農地として扱われます。

また、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

■農地の転用には許可が必要です

農地は農業上、とても大切なものであり、私たち国民、道民の食料生産に欠くことのできない貴重な財産です。一度、農地以外のものにされると元に戻すことが困難であることから、将来に向かって、優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正な農地の転用が行われるようにしているわけです。

特に、耕地面積が狭いうえに人口が多い日本は、食料自給率が低いため、食料生産の基盤である農地を大切にしていける必要があります。

このため、農地の転用には、原則として知事又は大臣の許可を要することになっています。（北海道知事 4 haまで、農林水産大臣 4 ha超）

永久的に農地以外にするもののほかに、砂利採取や仮設物設置等、一時的に農地以外にする場合にも許可が必要になっています。

■農地転用の手続きは？

農地転用は、農地法の許可が必要ですが、農地の区分によって手続きが違ってきます。

都市計画法により、許可と届出に分かれます。また、許可にも2つのケースがあり、農地を

農地の転用には、許可が必要です。
無断転用をなくし、大切な農地を守りましょう

所有する農業者自らが単独申請するもの（農地法第4条）と、事業者などが農地を買ったり、借りたりして転用するため、農地所有者と連名申請するもの（農地法第5条）があります。

申請の仕方や農地転用の相談については、

- ①農業委員会事務局にお尋ねください。
- ②また、各地区の農業委員にご相談ください。
- ③このほか、支庁農務課に「農地相談所」を設置していますので、同様にお尋ねください。

農地転用の計画内容によっては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域内の農地である場合は、役場農林水産課が農用地区域からの除外又は用地変更に係る調整が必要になります。

その他関係法令の調整を要する場合もありますが、これらについても農業委員会事務局がご案内いたします。

■もしも、許可なく転用したら？

無断転用には、厳しい罰則があります。

許可を受けずに無断転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりの転用をしない場合は、農地法違反となり、許可権者（知事又は大臣）が工事の中止、現状回復等を命じることになります。

さらに、これに違反した場合は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、あるいは6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

